

1. 議事日程（第1日目）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 施政方針説明
- 日程第 6 広報編集特別委員の選任について
- 日程第 7 承認第 3号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（上天草市
税条例等の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第 8 承認第 4号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（上天草市
国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第 9 承認第 5号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（上天草市
介護保険条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第10 承認第 6号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（平成26
年度上天草市一般会計補正予算（第9号））
- 日程第11 承認第 7号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（平成27
年度上天草市一般会計補正予算（第1号））
- 日程第12 承認第 8号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（平成27
年度上天草市一般会計補正予算（第2号））
- 日程第13 承認第 9号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（平成27
年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第1号））
- 日程第14 承認第10号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（平成27
年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算（第1
号））
- 日程第15 承認第11号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（平成27
年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号））
- 日程第16 承認第12号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（平成27
年度上天草市物揚場造成事業特別会計補正予算（第1号））
- 日程第17 議案第36号 上天草市表彰条例及び上天草市行政改革推進委員会設置条例の一
部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第37号 上天草市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一

部を改正する条例の制定について

- 日程第 1 9 議案第 3 8 号 上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 0 議案第 3 9 号 上天草市立斎場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 1 議案第 4 0 号 上天草市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 2 議案第 4 1 号 平成 2 7 年度上天草市一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 3 議案第 4 2 号 平成 2 7 年度上天草市診療所特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 4 議案第 4 3 号 平成 2 7 年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 5 議案第 4 4 号 平成 2 7 年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 6 報告第 1 号 平成 2 6 年度上天草市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 2 7 報告第 2 号 平成 2 6 年度上天草市公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 2 8 報告第 3 号 平成 2 6 年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算継続費繰越計算書の報告について
- 日程第 2 9 報告第 4 号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）
- 日程第 3 0 報告第 5 号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）
- 日程第 3 1 同意第 1 号 上天草市職員懲戒審査委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 3 2 同意第 2 号 上天草市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 3 3 同意第 3 号 上天草市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 追加日程第 1 田中万里君の議員辞職の件
- 追加日程第 2 新宅靖司君の議員の資格決定の件

2. 本日の出席議員は次のとおりである。（18名）

議長	田中 勝毅				
1 番	何川 誠	2 番	嶋元 秀司	3 番	切通 英博
4 番	塩田 真一	5 番	何川 雅彦	6 番	宮下 昌子
7 番	西本 輝幸	8 番	高橋 健	9 番	小西 涼司
1 0 番	北垣 潮	1 1 番	島田 光久	1 2 番	新宅 靖司
1 3 番	田中 万里	1 4 番	園田 一博	1 5 番	桑原 千知
1 6 番	渡辺 勝也	1 7 番	津留 和子		

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市長	堀江 隆臣	教育長	藤本 敏明
総務企画部長	川端 義孝	市民生活部長	緒方 雅文
建設部長	澤村 弘史	経済振興部長	村川 和敬
教育部長	舛本 伸弘	健康福祉部長	野崎 秀満
上天草総合病院事務部長	松本 精史	総務課長	和田 好正
財政課長	坂田 結二	会計管理者	木本 昌亮
水道局長	藤島 幸治		

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	山下 正	局長補佐	海崎 竜也
参事	塚本 洋子	主事	木本 臣英

開会 午前11時05分

○議長(田中 勝毅君) おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、これより平成27年第2回上天草市議会定例会を開会いたします。

報道機関から写真撮影の申し出がありましたので、会議冒頭のみ許可いたします。

それでは会議に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりでございます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(田中 勝毅君) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に10番、北垣潮君、11番、島田光久君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（田中 勝毅君） 日程第2、会期の決定については、去る4月27日及び5月20日に議会運営委員会が開催され、会期日程について協議がなされておりますので、議会運営委員長からの報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（何川 雅彦君） 平成27年第2回上天草市議会定例会に当たり、4月27日及び5月20日に委員会を開催し、調査、審査いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

会期日程につきましては、配付しております定例会日程表のとおり、本日5月27日が開会、提案理由説明、6月1日が議案質疑及び委員会付託、2日、3日の2日間一般質問を行います。

常任委員会は9日、10日、11日の3日間開催することとし、6月19日を最終日として委員長報告、採決、閉会とすることに決定いたしました。

今期の定例会に付議されます議案等は27件、その内訳は議案9件、専決承認10件、同意3件、報告5件です。取り扱いにつきましては、付託委員会及び議事日程等を慎重に審議し、全議案を本会議へ上程することと決定いたしました。人事案件である同意第1号から第3号は、委員会への付託を省略し、6月1日の本会議で審議、採決することに決定いたしました。また、報告第1号から第5号は委員会への付託を省略し、本会議での質疑のみとなります。御賛同賜りますようお願い申し上げます。

最後に、閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることに決定いたしましたことを御報告申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（田中 勝毅君） お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり決定したいと思いますが、御異議ございませんか。

8番議員。

○8番（高橋 健君） 今回の議会で、上天草市長、堀江市長の一番最初の施政方針説明がございませぬ。我々議会としての決まり事として、一般質問の通告は、一般質問の7日前と。議会運営委員長にお尋ねしたいのが、新しく市長が誕生されて、やはり上天草市民は興味を持っておられるし、当然、堀江市長がどうかじ取りをしていくのかは、一番関心があるところだと思います。そこに関して、我々議会が一般質問しようとする。私、提出してございましたけれども、一身上の都合で今回取りやめをいたしました。実際、一般質問をしようとしたときに、市長の施政方針に関して一般質問ができないような日程になったことについての説明をお願いいたします。

9月議会ではできますけれども、タイムリーに一般質問できなかったことについての答弁をお願いいたします。

○議長（田中 勝毅君） 議会運営委員長。

○議会運営委員長（何川 雅彦君） 8番議員のおっしゃることはよくわかります。申し合わせで、一般質問通告の期限等決まっておりますので、その辺は市長の重要な施政方針という案件

でございますので、執行部と協議しながら、また議会運営委員会で協議をしたいと思っております。

○議長（田中 勝毅君） 8番議員、いいですか。

○8番（高橋 健君） これについては、再度検討するという答弁なんですかね。

○議会運営委員長（何川 雅彦君） そうです。

○8番（高橋 健君） わかりました。

○議長（田中 勝毅君） それでは、お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり決定したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 勝毅君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は委員長報告のとおり、24日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（田中 勝毅君） 日程第3、諸般の報告を行います。

平成27年1月分から3月分の例月出納検査結果報告書が監査委員から提出され、議会事務局に保管してあります。必要な方は閲覧をお願いします。

次に、去る5月25日、水俣市において開催されました第257回熊本県市議会議長会では、役員改選が行われ、会長に熊本市の満永議長、副会長に八代市の橋本議長が選出されました。議案審議では、水俣市提出の地方創生に向けた支援の充実について、開催市提出の中九州地域の交通網の整備促進についての2件で、原案のとおり可決され、熊本県14市共同提出議案として九州市議会議長会に提出することに決定いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（田中 勝毅君） 日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

堀江市長。

○市長（堀江 隆臣君） おはようございます。

平成27年第2回定例市議会の開催に当たり、本年3月以降の行政の主な取り組みについて、その概要を御報告いたします。

初めに、総務企画部門について御報告いたします。

危機管理防災について、消防団は地域社会における消防防災の中核的存在として欠かせない存在で、その重要性が改めて認識されているところですが、人口減少、就業形態の変化等に伴い、

消防団員数は年々減少傾向にあります。

そのため、本年4月1日から女性消防隊を結成し、消防団員の確保につながる積極的な広報活動を推進するほか、消防団活動に協力していただいております事業所等に対し、消防団協力事業所表示証を交付するなど、地域の消防防災力の充実強化に一層の推進を図ってまいります。

続きまして、経済振興部門について御報告いたします。

上天草物産館さんば一の道の駅登録について、去る4月15日に国土交通省から登録認定を受け、道の駅「上天草さんば一」となりました。さんば一は、ことしの秋に15周年を迎えます。本施設の知名度は、市の特産品販売施設として、また、情報発信の拠点として、県内外問わず年々高まっており、今回の道の駅登録がさらなる知名度向上の追い風になることを期待しているところでございます。

次に、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金活用による、プレミアム商品券の発行について御報告いたします。

この事業は、上天草市商工会が実施主体となって、お中元用として6月から1億2,000万円分、お歳暮用として10月から1億8,000万円分、総額3億円のプレミアム商品券を発行するもので、2割のプレミアム率を予定しております。この事業により、市民の消費喚起を促すことで、市内商工業の振興を図り、本市の活性化につなげてまいります。

次に、天草五橋50周年、雲仙天草国立公園編入60周年を迎える平成28年度に向けて、天草をPRする取り組み、VISITあまくさプロジェクトの一つとして、VISITあまくさのロゴマークでラッピングをいたしましたスカイネットアジア航空株式会社、ソラシドエアの飛行機が、4月28日火曜日より運航を開始いたしました。これから約1年間、天草地域の魅力を発信しながら、東京と神戸、そして九州・沖縄各地を運航いたします。

次に、4月30日木曜日から5月2日土曜日にかけて、大韓民国のヤンピョン郡を訪問いたしました。ヤンピョン郡とは、平成25年10月31日に両都市観光交流の協定である友情の道を締結し、定期的に相互交流を図ることとしており、今回、その一環として訪問したものです。ヤンピョン郡からは大変な歓迎を受け、また、キム・ソンギョ郡守から名誉郡民の称号をいただきました。今後も、さらなる相互交流を図るとともに、双方からの観光客誘致につなげてまいります。

続きまして、健康福祉部門について御報告いたします。

国民健康保険事業につきましては、財政の適正な運営に向けた取り組みとして、レセプト点検による医療費の適正化に取り組んでおります。現在、3名の嘱託職員を雇用し、国民健康保険のレセプト点検を実施しておりますが、レセプト点検で発生いたしました過誤調整金の額は、県下45市町村の中で、上天草市は平成25年度、26年度ともに上位から6位という位置づけとなりました。これにより、県からは特別調整交付金として125万円の交付を受けております。平成27年度につきましても、引き続き医療費の適正化に努めてまいります。

健康づくり推進につきましては、市民の健康を維持増進する目的として、各種健診を実施して

おります。

今年度、最初の健診として、結核・肺がん検診を6月8日月曜日から6月26日金曜日までの期間、市内60カ所にて実施予定です。病気の早期発見により重症化しないよう、多くの市民の皆様方に各種健診を受けていただき、健康で安心して過ごしていただけるよう、各種健診を進めてまいります。

最後に、教育部門について御報告いたします。

学校教育関係では、去る4月3日に、上天草市に転入した29人の教職員の服務宣誓式を行いました。

また、4月9日に市内各小中学校の入学式を挙行し、小学校215人、中学校252人の新入生が入学しております。これにより、本年度の5月1日現在の児童生徒数は、小学校1,245人、中学校733人の合計1,978人となり、前年度と比べますと98人減少しております。

次に、社会教育関係では、4月23日に第43回天草パールラインマラソン大会の第2回目の組織委員会を開催しました。交通安全対策、大会全般の反省事項等について協議を行い、委員の方々から貴重な御意見をいただいたところでございます。なお、ハーフコースの交通安全対策については、関係者の皆様と細部について協議を行っていくことにしております。

また、5月16日に英語教育プログラムE-Friendsのイベント、オープンハウス2015を開催し、子供たち約40人の参加がございました。

以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議長（田中 勝毅君） これで行政報告を終わります。

日程第5 施政方針説明

○議長（田中 勝毅君） 次に、日程第5、市長の施政方針説明を行います。

市長から施政方針説明がありますので、御静聴を願います。

市長。

○市長（堀江 隆臣君） 議長のお許しをいただきましたので、平成27年6月定例市議会の開催に当たりまして、施政に対する方針を申し上げ、市民の皆様並びに議員各位の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

さて、我が国においては、地方の人口減少に歯どめをかけ、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力のある日本社会を維持していくことが喫緊の課題であるとして、昨年11月にまち・ひと・しごと創生法が成立、施行されました。

地方でひとをつくり、そのひとがしごとをつくり、まちをつくるという流れを確かなものにしていくため、国と地方が力を合わせて取り組んでいくことが重要であり、地方は地方の自立につながるよう、地方みずからが考え、責任を持って地域の実情に応じた総合戦略を推進し、国は伴

走的に支援をすることとされております。国が定めた平成27年度の地方財政計画におきましても、地方全体の一般財源総額は、今年度と比べて2%増の61.5兆円とされ、地方創生に取り組むために必要な経費が地方財政計画に計上されており、地方の財源に手厚く配慮されているところでございます。

本市におきましても、国の地方創生に歩調を合わせた取り組みを行っており、現在直面している課題である人口減少に対処していくために必要な働く場の確保と充実に向け、市の基幹産業である農林水産業分野及び観光産業分野に重点を置いた平成27年度予算を編成しております。

また、本年2月に成立した国の平成26年度補正予算においては、地方創生に向けた先行的な取り組みや地域の消費喚起のための取り組みを行う自治体を支援するための交付金、地域活性化・住民生活等緊急支援交付金が創設されました。本市には、1億3,057万6,000円が配分されたことから、交付金を活用する事業として、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定やプレミアム商品券事業等を3月補正予算で計上いたしました。これらの予算につきましては、全額を平成27年度に繰り越し、本年度、本格的に取り組を進めているところでございます。

平成27年度予算は、平成26年度から10年間の計画期間とする第2次総合計画に掲げた最重要戦略である観光需要と観光消費を拡大する事業と、農林水産物の生産・加工商品開発・販売を拡大する事業を中心として編成いたしました。

一方で、本市は合併から12年目を迎え、地方交付税が段階的に縮減している状況にあり、住民サービスを維持していくためにも、不要不急の事業は計上せず、経費節減に努めております。

当初予算につきましては、1年間を通じて最低限必要な事業を計上した骨格予算といたしましたが、一方で、大型事業の精査や、子ども医療費の無料化の拡充といった子育て支援など、マニフェストの一部も反映させております。

今回の補正予算におきましては、市民の住環境の向上と地域経済の活性化を目的に、住宅リフォーム等支援補助金を計上いたします。また、4月から住民税の控除額が拡充されることで機運が高まっている、ふるさと納税、ふるさと応援寄附金につきまして、寄附者の方々へのお礼として、本市のPRを兼ねて特産品を送る準備を進めております。

平成27年度予算の概要といたしましては、補正予算計上後の一般会計の歳入歳出総額は164億4,538万2,000円で、前年度当初予算比4.3%、7億3,461万8,000円の減となりました。

歳入では、固定資産の評価がえ、地方税制改正、26年度から始まっている地方交付税の一本算定化に向けた激変緩和措置など、上天草市を取り巻く環境の変化に対応して予算計上をしております。また、26年度に発生すると見込まれる剰余金のうち、1億円を繰越金として計上するとともに、財政調整基金を3億992万8,000円取り崩すこととしています。

歳入のうち、市税、分担金、負担金、使用料及び手数料、繰入金、繰越金など、自主的に確保できる財源で構成される自主財源額は前年度40億2,854万6,000円から6億7,731万4,000円減の33億5,123万2,000円となっておりますが、これは前年度、市債の繰り上げ償還を行うために減債基金11億800万円を取り崩したことによるものです。

また、地方交付税、国・県支出金、市債などの依存財源額は前年度131億5,145万4,000円から5,730万4,000円減の130億9,415万円となっておりますが、これは地方交付税の段階的縮減などの影響によるものです。自主財源比率は、前年度から3ポイント減の20.4%となっております、予算のおよそ80%を交付税や補助金、市債など依存財源に頼っている状況です。

歳出では、観光地としての集客力を拡大させる事業や農林水産物・加工商品の生産・販売を拡大させる事業に予算を配分する一方、地方交付税の一本算定化に向けた強固な財政基盤づくりに取り組んだものとしています。

歳出を性質別経費で見ると、人件費、扶助費、公債費の義務的経費は86億4,629万3,000円で、前年度比で10.8%、10億4,963万2,000円減額していますが、これは前年度、11億円の市債の繰り上げ償還を実施したことによるものです。内訳は、人件費が前年度比3.2%、9,241万6,000円の増、扶助費は前年度比1.1%、3,372万8,000円の増、公債費は前年度比30.6%、11億7,577万6,000円の減額となりました。

投資的経費は16億5,697万5,000円で、港湾改修工事などで前年度比8.3%、1億2,710万4,000円増額しています。その他、補助費等は前年度比1.4%、4,011万円減の27億5,976万7,000円となっております。また、繰出金は、前年度比2.8%、3,736万円増の13億9,137万4,000円となっております。

一般会計を除く特別会計の歳入歳出総額は、国民健康保険特別会計予算（事業勘定）ほか8会計の合計で99億9,545万1,000円、前年度比6.7%、6億2,540万円の増額となりました。

以上のように、一般会計及び特別会計の予算総額は264億4,083万3,000円で、前年度比0.4%、1億921万8,000円の減となりました。

また、水道事業会計予算収益的収支は9億1,446万7,000円、上天草総合病院事業会計予算収益的収支は37億4,829万8,000円となりました。

平成27年度予算は、平成18年度以来9年ぶりに財政調整基金を繰り入れています。平成31年度まで段階的に交付税が縮減される中、これまでに積み立てた貯金を取り崩すこととなりましたが、第2次総合計画、並びにまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、活力ある上天草市を取り戻すために地域経済の発展に資する事業を実施していきます。今後も、市民の皆様が安心して暮らすことができ、希望の持てる上天草市を築いていけるよう、職員一丸となって取り組んでまいります。

次に、各部門の方針について申し上げます。

まず、総務企画部門でございます。

昨今、突発的局地的豪雨に伴う土砂災害が頻発していることを踏まえ、自助・共助による自発的な防災活動を促進し、地域における防災力を高めるとともに、防災対応に関し庁内体制の充実強化に取り組んでまいります。

災害発生時に初動対応を直接担うのは市の職員であることから、課長補佐・係長級の職員を対象に防災教育を実施し、職員の災害に関する知識の習得及び判断力の養成を図り、組織全体の防

災対応能力向上に努めてまいります。

また、本年度は、市総合防災訓練を11月8日に実施いたします。この訓練では、防災関係機関及び住民、事業者等との連携を図り、地域一体となった災害対応力が向上するよう準備を進めてまいります。

次に、昨年、市発注の公共工事を舞台として発生した2度の汚職事件は、市民の皆様の行政に対する信頼を著しく失墜させたことから、市民の皆様の市政への信頼回復を図り、再建するために、適正な競争と地場企業育成を両立した入札制度改革に取り組みます。競争入札制度の見直しを行い、適正な競争を推進するとともに、入札監視委員会によるチェック機能を充実させ、さらなる透明性及び公平性の確保を図ります。また、最低制限価格制度を導入することにより、建設工事の品質を確保するとともに、地場企業の経営安定及び育成を図ります。

次に、地方創生の動きについて、国においては急速な少子高齢化や人口減少等の課題に対応するため、昨年11月21日にまち・ひと・しごと創生法が成立し、これを受けて国においては、同年12月27日に、まち・ひと・しごと創生長期ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略を閣議決定したところでございます。

その動きに合わせて、地方公共団体におきましては、まち・ひと・しごと創生法に基づき、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略等を勘案して、地方人口ビジョン及び地方版総合戦略を平成27年度中に策定することが求められています。

本市におきましては、既に第2次総合計画に基づき、人口減少に対応するための施策を実施しているところでございますが、今般の全国的なまち・ひと・しごと創生の機運を追い風として、これらの施策をさらに推進させていくための方策を検討いたします。

新姫戸統括支所建設事業につきましては、本年3月に実施設計が完成し、建築工事の入札に当たり公告を行ったところでございます。本建築工事は8月ごろの着工を予定しており、その後、太陽光発電設備等設置工事及び外構等工事に着工し、平成28年度中の供用開始を目指します。

なお、新姫戸統括支所は、市民の皆様が快適かつ安心して利用できる支所とするとともに、災害発生時においては、災害復興活動の指揮・情報伝達の拠点となり、市民の皆様に安心・安全をもたらす支所といたします。

社会保障・税番号制度、いわゆる番号制度につきましては、国、都道府県、市町村、また、日本年金機構や健康保険組合などの複数の機関に存在する個人の情報を、同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性、透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤、インフラでございます。

平成27年10月には全国民に唯一無二の12桁の個人番号が付番され、平成28年1月から番号の利用が開始される予定ですが、本市におきましても、平成25年度に庁内検討組織を設置し、導入に向けた準備を開始しております。本年度の運用開始に伴い、条例等の整備、システム改修やネットワーク接続、周知・啓発活動等、様々な業務が生じていることから、本制度を専門的に取り扱う部署として、平成27年4月に総務企画部企画政策課内に番号制度推進室を新設し、

制度の円滑な導入や推進に向け、取り組んでいるところでございます。

次に、経済振興部門でございます。

農林水産業の振興につきましては、第2次総合計画においても、最重点戦略項目とされており、国・県の補助金を活用した生産基盤の強化や6次産業化の推進に向けた支援に取り組みます。

まず、地域農業の担い手対策につきましては、新規就農者の確保や地域の担い手への農地集積を促進するため、人・農地プランや、昨年創設されました中間管理事業などの制度を推進するとともに、新品種や新たな生産技術の導入に向けた各種農業者団体への研修助成などを実施し、担い手の確保及び育成に努めます。

耕地関係につきましては、松島町合津地区及び大矢野町京の島地区の基盤整備事業の着手に向け、県との連携により推進するとともに、市内の排水機場のうち、老朽化が著しい2カ所の排水機場について補修を実施します。

また、新たな取り組みとして、国の補助事業、100%助成ですが、それを活用いたしまして、老朽化した農業用ため池が地震等で決壊した場合の氾濫解析を行い、その際の危険性を市民に周知し、災害発生時における市民みずからの適正な避難活動の指針となるハザードマップを作成するなど、農村地域の減災対策を図ります。

林業振興につきましては、上天草市森林計画に基づき、間伐の推進や市有林の適正な維持管理を進めるとともに、自然景観保全などの公益的機能を有する松林を守るため、天草五橋周辺を重点区域とした松くい虫防除対策を引き続き実施します。

有害鳥獣対策については、地元猟友会に協力をいただき、イノシシ捕獲用箱わなの増設や捕獲隊活動による有害鳥獣駆除を強化いたします。また、イノシシの侵入防止対策では、防護柵や電気柵設置への助成による防除に取り組んでまいります。

水産振興につきましては、水産資源の減少や販売単価の低迷、燃油高騰、さらには漁業者の減少や高齢化などに対する取り組みとして、魚介類の産卵・生育の場となる藻場再生事業の実施、クルマエビ・鯛・ヒラメ・ガザミなどの種苗放流に継続して取り組みます。

6次産業化の推進につきましては、第2次総合計画における最重点戦略の一つ、農林水産物の生産・加工・販売を拡大する事業に基づき、農林水産事業者みずから加工・販売を一体的に行う6次産業化と農商工連携による6次産業化を推進するため、加工品開発研究や商品の販売促進に対する相談対応等とあわせて、市産品の付加価値向上、販路拡大の支援を行っているところでございます。本年度は、これまでの取り組みを継続するとともに、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）を活用し、収益向上を目指す生産者の支援として、スキルアップセミナーの開催、首都圏のアンテナショップにおける実証販売、関西での市産品の販売とあわせて商談会を実施し、農林水産物の生産・加工・販売の強化に取り組んでまいります。

産業振興につきましては、市外からの企業誘致は継続して行いつつ、地場産業支援として、商工会を初めとした関係団体及び事業者が実施する経営の安定化、基盤強化等に取り組みます。また、海運業の持続的な振興を図ることを目的とした船員確保に関する支援に積極的に取り組んで

まいります。

さらに、本年度におきましては、地場産業が多くの雇用機会を創出していることに鑑み、持続発展的な経営が可能となるよう、さらに雇用の確保、起業化に向けた取り組みが積極的になるよう、地場企業の規模拡大支援の充実に対する施策に関しての仕組みを構築するなど、策定中の創業支援事業計画も絡めて重点的に取り組んでまいります。

前島地区総合開発事業につきましては、第2次総合計画に基づき、基幹産業の一つである観光産業の振興を図るため、平成26年度から着手したところでございます。本年度における整備方針としては、前島地区住民の皆様、また来客される観光客の皆様が安心・安全に御利用いただけるよう、交差点改良に注力してまいります。

このため、観光拠点となる施設整備については、交差点改良の一定のめどが立った後に、本市全域に効果が波及できるような施設、また、近隣市の観光施策と連携できるような施設となるよう、内容を十分検討しながら進めてまいります。

観光産業の振興につきましては、上天草市観光マスタープランに基づき、観光入り込み客数増加に取り組んでいるところでございます。

近年、低迷する国内旅行において、着地型観光と呼ばれる新しいコンセプトに注目が集まっております。本市でも、オルレ、トレッキングなどの取り組みを行っており、着実に成果も上がってきているところでございます。本年度は、さらに、地域に根差した観光資源の掘り起こしや磨き上げを行い、地域の自然や風土を活かした着地型観光を推進してまいります。

また、広域的な取り組みとして、天草五橋50周年及び雲仙天草国立公園編入60周年等を迎える平成28年度に向け、V I S I Tあまくさプロジェクトとして、2市1町、各観光協会、各経済団体及び熊本県天草広域本部で天草地域観光推進協議会を新たに設置し、オール天草の体制で、さまざまな観光振興策を展開してまいります。

次に、建設部門でございます。

上天草市普通建設事業計画に基づき、社会資本整備総合交付金を活用した道路改良事業、舗装事業を実施します。

橋梁補修事業につきましては、新たに4年間の計画で樋島大橋の補修を計画しております。

また、幹線道路・国道・県道整備の早期実現を目指し、引き続き関係機関への要望活動を行ってまいります。

交通安全施設の整備としましては、児童生徒の通学時の安全確保のための歩道等の整備も視野に入れ、ガードレール、カーブミラー等の交通安全施設の整備を行います。

港湾施設の整備としましては、港整備交付金を活用した江樋戸港の改修事業、並びに背後地の整備を、平成28年度の事業完了を目指し、工事の進捗を図ります。

水環境につきましては、本市の汚水処理人口普及率は45.67%と県下でもかなり低い現状でございます。産業の基盤となる公共用水域の水質保全や市民の住環境の向上のため、下水道への加入促進及び合併浄化槽の普及促進の一層の強化を図ってまいります。

また、下水道事業は市の財政運営に与える影響が大きいため、経営基盤の強化が急務であり、長期的に安定した経営を維持するために、経営の健全性や計画性、透明性の向上が求められています。本市におきましては、平成29年4月1日より法適化して、企業会計に移行してまいります。

都市環境につきましては、市観光資源の一役を担っている景観において、良好な景観を維持するための景観計画策定委員会を立ち上げ、計画の作成を進めているところでございます。

次に、市民生活部門でございます。

環境衛生業務につきましては、上天草市環境基本計画、計画期間といたしまして平成23年度から平成32年度でございますが、その基本計画に掲げる、人と海がふれあう環境にやさしいまち上天草市の実現に向け、美しい海を保全するまちづくりや、ごみを減らし、資源の循環型社会を目指すまちづくりに、引き続き、重点的に取り組んでまいります。

美しい海を保全するまちづくりににつきましては、市民団体や学校等と連携し、子供たちに対する環境教育も取り入れながら、市民の環境に対する理解や意識を高め、海岸清掃等の環境保全活動に対する支援や生活排水対策のさらなる推進を図ってまいります。

また、ごみを減らし、資源の循環型社会を目指すまちづくりににつきましては、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3R運動の取り組み強化を図り、適正かつ効率的なごみ処理体制の整備に努めるとともに、レジ袋削減推進運動及び生ごみ処理機器購入費補助事業も継続してまいります。

生活環境の整備では、有用微生物群を活用し、大矢野川の水質改善を目的とした大矢野川の再生プロジェクトを引き続き実施します。

また、26年度に実施した湯島地区再生可能エネルギー導入事業の調査結果をもとに、上天草市次世代エコ生活推進検討会議において、省エネ・省資源の取り組みの推進及び新エネルギーの利活用等を中心とした次世代エコライフについて、引き続き検討します。

平成25年度から、大矢野窓ロセンター、松島庁舎市民課、姫戸・龍ヶ岳統括支所において、住民票・戸籍等の証明書の交付、各種申請書等の受け付け、市民税等の納付書の発行や収納事務などの業務の一部を民間委託し、迅速かつ親切、丁寧な事務処理に努めておりますが、これまでの検証を行いながら、市民目線に立ち、さらに利用しやすく親しまれる市民サービスの向上に努めてまいります。

次に、健康福祉部門でございます。

子育て支援につきましては、子ども・子育て関連3法が成立し、平成27年4月から、子ども・子育て支援の新制度へ移行されたところですが、第2次総合計画においても、重点戦略、地域ぐるみで子育て、子育てしやすいまちをつくる～未来を築く元気なひと（子ども）づくり～に位置づけられ、産業分野、観光分野と並ぶ三つのまちづくりの柱として重点的に取り組むことが求められております。

また、安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに成長できるまちを基本理念に、平成27年

度から31年度までの5カ年計画とした上天草市子ども・子育て支援事業計画を平成27年3月に策定したところであり、これをもとに、家庭、地域、行政が連携した子育て支援施策を実施してまいります。

障がい者福祉につきましては、障害者総合支援法に基づき、平成27年3月に平成27年度から29年度までの3カ年計画として障害福祉サービスや地域生活支援事業推進のための数値目標、サービス見込み量を定めた第4期上天草市障がい福祉計画を策定したところであり、利用者の立場に立った効率的な障がい者支援を目指します。

地域福祉につきましては、上天草市地域福祉計画に沿って、社会福祉協議会を初めとした関係団体、機関等との連携のもとに、長期的な視点に立ち、自助・共助・公助を効率的かつ効果的に推進してまいります。

国民健康保険事業の運営につきましては、今後、独立採算という命題が最大の課題であります。現在、国民健康保険特別会計には、一般会計から赤字補填として繰入金を予算計上しないと国民健康保険事業も成り立たないのが現状であり、健全な財政運営のため、保険給付費に見合った国民健康保険税収入を確保できるよう、適正な賦課・徴収を行ってまいります。

なお、医療費の削減に向けての取り組みといたしましては、40歳以上を対象とした特定健診・特定保健指導、あわせてジェネリック医薬品の普及促進、レセプト点検による医療費の適正化、重複・頻回受診者訪問指導による適正受診の勧奨など、被保険者の皆様に御協力いただきながら医療費の適正化に努めてまいります。

また、若い世代からの健康づくりを推進するために、生活習慣病健診の対象をこれまでの30歳から19歳に引き下げるとともに、受診しやすい体制として、19歳から39歳の方を対象としたヤング健診を実施するとともに、がん検診の受診率向上対策として、国のがん対策事業に準じ、受診勧奨、再受診勧奨等を実施し、病気の早期発見や重症化予防に取り組んでまいります。

高齢者福祉の推進につきましては、平成27年度から平成29年度までの3カ年の計画である、上天草市高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画に基づき推進してまいります。

今後も高齢者の人口は増加することが予想されることから、高齢者が住みなれた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、生活支援を中心とした福祉サービスを充実させるため、食の自立支援、軽度生活援助等に加え、緊急通報装置を活用した高齢者の見守り、住宅改造助成事業等の事業を引き続き推進します。

新しい取り組みである介護予防・日常生活支援総合事業に関しましては、平成29年4月からの移行の予定ではありますが、生活支援体制整備事業、在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業の三つの事業につきましては、平成27年度から取り組みを開始してまいります。あわせて、地域の支え合いによる地域包括ケアシステムの構築に向け、安心して暮らせる環境の整備を図ります。

次に、教育部門でございます。

平成27年4月1日から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が

施行されました。

今回の改正で、教育に関する総合的な施策の大綱の策定及び大綱策定等に関する事務調整のための総合教育会議の設置が義務づけられましたので、教育委員会との協議、調整を行いながら、より一層教育に関する諸施策の推進について取り組んでまいります。

学校教育につきましては、学力の向上と、不登校児童生徒を減少させることが喫緊の課題と考えております。このため、地域と家庭、学校が連携し、各小中学校の教育活動がさらに充実するよう、上天草版コミュニティ・スクールを推進いたします。具体的には第1に、安心安全コミュニティとして子供たちの事故防止、第2に、学習支援コミュニティとして学習補助、第3に、いじめ・不登校防止コミュニティとして、生徒指導上の問題の未然防止と解消に向けての取り組みを行ってまいります。

また、グローバル人材の育成の観点から、保育園から小学校、中学校まで行っているE-F r i e n d sとE-F r i e n d sスクールの英語教育を充実してまいります。さらに、外国の文化や言語に親しむことと同時に、子供たちが地元上天草市の歴史や文化を学び、郷土を愛する心を末永く持ち続ける、ふるさとを愛する心を育む教育も、車の両輪のごとく並行して行ってまいります。

学校施設の整備につきましては、つり天井等の非構造部材の耐震改修工事に着手いたします。

次に、社会教育につきましては、新図書館、弓道場等の施設整備計画を見直すことといたしましたが、地域・家庭・学校が連携し子育てを応援する教育環境の充実に向け、取り組んでまいります。

具体的な取り組みとしまして、公民館活動におきましては、いきいき成人大学を開催し、地域の教育力の向上、生きがいに努めてまいります。

上天草市英語村E-F r i e n d sでは、子供たちに国際感覚やコミュニケーション能力を養ってもらうため、市内の保育園などへの出前講座等、さまざまな活動に取り組んでまいります。

図書館につきましては、既存の4図書館の充実を図り、読書マラソンやおはなし会などの催しを行い、市民の皆様が図書館を利用した読書に親しんでいけるよう取り組んでまいります。

人権教育につきましては、人権教育指導員による出前講座や人権講演会等を実施し、人権意識の高揚と人権教育の充実を図ってまいります。

文化振興につきましては、市内の伝統文化を後世に伝えていくことを目的に、伝統文化継承団体映像記録保存事業を行います。

また、市民の皆様の財産として後世に継承していくことを目的に取り組んでまいりました姫戸町・龍ヶ岳町の市史編さん事業を、平成27年度から本格的に実施いたします。

スポーツの推進につきましては、市民の健康保持や、明るく楽しい地域づくりを目指すとともに、市体育協会や総合型スポーツクラブ等各種団体と協力し、競技力の向上にも取り組んでまいります。また、スポーツ大会・合宿誘致事業に取り組み、地元高校生や中学生の競技力向上とともに、地域経済の振興のためにも、関係団体と連携を強化し積極的に取り組んでまいります。

さらに、小学校の運動部活動の社会体育化につきましては、有識者や関係者の意見を伺いながら、移行に向けた検討を始めていくこととしております。

最後に水道事業でございます。

水道局では、平成26年度の1年間に、約312万5,000トンの浄水を利用者の皆様へ配水したところでございます。

平成27年度は、配水事業において課題となっている有収率の改善に向けて、引き続き漏水調査委託の実施を計画しています。あわせて、水道施設の維持管理体制の確立や老朽配管の布設がえを計画的に実施する事により、安定した浄水の供給が出来るものと考えております。

また、水道事業の財政計画については、給水人口の減少や節水対策などに伴う給水収益の減少及び給水施設整備費の増加等により、さらに厳しくなると見込まれておりますので、経費の削減や業務の効率化及び経営の合理化に向けた検討に、合併時からの課題であります水道料金の改定を含めて検討する事により、水道事業が安定した運営となるように努めてまいります。

市民の皆様、並びに市議会議員各位におかれましては、より一層の御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げます、施政方針の説明とさせていただきます。

御清聴いただきまして、ありがとうございました。

○議長（田中 勝毅君） これで施政方針説明を終わります。

日程第6 広報編集特別委員の選任について

○議長（田中 勝毅君） 日程第6、広報編集特別委員の選任についてを議題といたします。

広報編集特別委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長の指名により行います。なお、委員会の定数は6名です。

それでは、委員の指名を申し上げます。嶋元秀司君、何川雅彦君、宮下昌子君、北垣潮君、桑原千知君、津留和子君、以上の6名を指名いたします。

広報編集特別委員会の正副委員長が決定しておりますので、報告します。

広報編集特別委員長に津留和子君、副委員長に宮下昌子君、以上でございます。

日程第 7 承認第 3号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（上天草市税条例等の一部を改正する条例の制定について）

日程第 8 承認第 4号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

日程第 9 承認第 5号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（上天草市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について）

- 日程第 1 0 承認第 6 号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（平成 2 6 年度上天草市一般会計補正予算（第 9 号））
- 日程第 1 1 承認第 7 号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（平成 2 7 年度上天草市一般会計補正予算（第 1 号））
- 日程第 1 2 承認第 8 号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（平成 2 7 年度上天草市一般会計補正予算（第 2 号））
- 日程第 1 3 承認第 9 号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（平成 2 7 年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第 1 号））
- 日程第 1 4 承認第 1 0 号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（平成 2 7 年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算（第 1 号））
- 日程第 1 5 承認第 1 1 号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（平成 2 7 年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号））
- 日程第 1 6 承認第 1 2 号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（平成 2 7 年度上天草市物揚場造成事業特別会計補正予算（第 1 号））
- 日程第 1 7 議案第 3 6 号 上天草市表彰条例及び上天草市行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 8 議案第 3 7 号 上天草市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 9 議案第 3 8 号 上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 0 議案第 3 9 号 上天草市立斎場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 1 議案第 4 0 号 上天草市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 2 議案第 4 1 号 平成 2 7 年度上天草市一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 3 議案第 4 2 号 平成 2 7 年度上天草市診療所特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 4 議案第 4 3 号 平成 2 7 年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 5 議案第 4 4 号 平成 2 7 年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 6 報告第 1 号 平成 2 6 年度上天草市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 2 7 報告第 2 号 平成 2 6 年度上天草市公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

- 日程第 28 報告第 3 号 平成 26 年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算継続費
繰越計算書の報告について
- 日程第 29 報告第 4 号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定につい
て）
- 日程第 30 報告第 5 号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定につい
て）
- 日程第 31 同意第 1 号 上天草市職員懲戒審査委員会委員の任命につき同意を求め
ることについて
- 日程第 32 同意第 2 号 上天草市固定資産評価員の選任につき同意を求めることにつ
いて

○議長（田中 勝毅君） 日程第 7、承認第 3 号から日程第 32、同意第 2 号までの以上 26 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（堀江 隆臣君） 平成 27 年第 2 回上天草市議会定例会に提案いたします議案について、御説明をいたします。

今定例会には、専決処分の報告並びにその承認を求めることについてなど、専決処分の承認を求め議案 10 件、上天草市表彰条例及び上天草市行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例の制定についてなど条例議案を 5 件、平成 27 年度上天草市一般会計補正予算（第 3 号）など予算議案 4 件、平成 26 年度上天草市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてなど報告議案 5 件、上天草市職員懲戒審査委員会委員の任命につき同意を求めることについてなど同意議案 3 件、計 27 議案を提出いたします。各議案の詳しい内容につきましては、所管部長より説明いたしますので、議員の皆様におかれましては御審議いただきまして、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（田中 勝毅君） 次に、執行部より順次議案内容の説明を求めます。

承認第 3 号及び承認第 4 号を市民生活部長。

○市民生活部長（緒方 雅文君） よろしく願いいたします。

議案書の 1 ページをお開きください。

承認第 3 号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて御説明いたします。

上天草市税条例等の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、その承認を求めらるるものでございます。

専決第 5 号、上天草市税条例等の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

今回の条例改正は、地方税法等の一部を改正する法律が平成 27 年 3 月 31 日に公布されたことに伴うものでございます。

したがいまして、単なる条文、条項の整備のための変更が多数行われておりますので、条文、条項の変更及び削除等については説明を省略させていただき、主な改正のみの説明とさせていただきます。

新旧対照表で御説明いたしますので、説明資料の1ページをお開きください。

第31条については、自己株式を取得した法人に関して、事業規模に比べて税額が小さくなることがあると指摘があることから、法人市民税均等割の課税標準としている資本金等の額が、資本金と資本準備金の合計額を下回る場合、資本金と資本準備金の合計額を課税標準とすることに変更するものでございます。この条例は、平成27年4月1日から施行するものであります。

3ページをお開きください。

第33条については、所得税における国外転出時課税の創設に伴い、個人住民税所得割の課税標準の計算において、当該譲渡所得については、所得税法の計算の例によらないものとするものでございます。この条例は平成28年1月1日から施行するものです。

続きまして、7ページをお開きください。

附則第7条の3の2については、消費税率10%への引き上げ時期が平成27年10月から平成29年4月に変更されたことを受け、個人住民税における住宅ローン減税制度の適用期限についても1年半延長するものでございます。この条例は平成27年4月1日から施行するものであります。

次に、附則第9条及び第9条の2については、確定申告が不要な給与所得者等について、確定申告がふるさと納税をちゅうちょする原因となっている可能性があることから、ふるさと納税先団体に申請することによって、ふるさと納税に係る寄附金控除がワンストップで受けられる特例的な仕組みを創設するものでございます。この条例は平成27年4月1日から施行するものです。

次に、13ページをお開きください。

附則第16条については、平成27年度に新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例として、平成28年度に限り、25%から75%の軽減を導入するものでございます。この条例は平成27年4月1日から施行するものです。

続いて、14ページをお開きください。

附則第16条の2については、平成22年10月のたばこ税率の引き上げに伴う小売価格の大幅な引き上げ以降、低価格で販売されている紙巻きたばこ3級品については、その販売数量が急増していることから、紙巻きたばこ3級品に係るたばこ税の特例税率を廃止するものでございます。

なお、紙巻きたばこ3級品に係るたばこ税の特例税率の廃止については、激変緩和等の経過措置を設け、平成28年度から平成31年度まで段階的に縮減、廃止することとなっており、その規定を制定条例附則第5条に定めております。この条例は平成28年4月1日から施行するものです。

次に、16ページをお開きください。

平成26年改正附則第1条及び第4条については、平成27年度以降の年度分の軽自動車税について適用するとされていた原動機付自転車及び二輪車に係る税率について、その適用開始時期を1年延長し、平成28年度以降の年度分の軽自動車税について適用するものでございます。この条例は平成27年4月1日から施行するものです。

提案理由といたしましては、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係規定を整備する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

御審議いただき、御賛同賜りますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案書の18ページをお開きください。

承認第4号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて御説明いたします。

上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるものでございます。

専決第6号、上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

今回の条例改正は、地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布されたことに伴うものでございます。

主な改正について、新旧対照表で御説明いたしますので、説明資料の18ページをお開きください。

第2条第2項、第3項及び第4項については、被保険者間の保険税負担の公平性の確保及び中間所得層の保険税負担の軽減を図るため、課税額の上限額を基礎課税額は51万円を52万円に、後期高齢者支援金等課税額は16万円を17万円に、介護納付金課税額は14万円を16万円に引き上げるものでございます。

第23条については、低所得層の保険税負担の軽減を図るため、軽減判定所得基準における基礎控除に加算する被保険者等1人当たりの単価を、5割軽減は24万5,000円を26万円に、2割軽減は45万円を47万円に引き上げるものでございます。この条例は平成27年4月1日から施行するものです。

提案理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係規定を整備する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（田中 勝毅君） お諮りいたします。

12時を過ぎ、昼食の時間となりましたが、審議が終了するまで会議を続けたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

6番、宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 連絡とりたいので、いいですか。5分でもいいので。

○議長（田中 勝毅君） ただいま、休憩をとる御意見がございました。それでは、5分間休憩いたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 0時12分

○議長（田中 勝毅君） 休憩前に引き続きまして再開いたします。

次に、承認第5号を健康福祉部長。

○健康福祉部長（野崎 秀満君） それでは、承認第5号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて御説明をいたします。

議案書20ページ、あわせて議案説明資料の22ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

上天草市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認をお願いするものでございます。

専決第9号、上天草市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、上天草市介護保険条例第3条において、平成27年度から平成29年度までの3カ年間の介護保険料を定めておりますが、今回、公費による低所得者の介護保険料の軽減強化を図るため、条例第3条第1号に定める、世帯全員が非課税で本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円以下の方の保険料率の引き下げを行うため、第3条の第2項として、前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度及び平成28年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず3万240円とする1項を加えるものでございます。

議案書の20ページ附則に、この条例は平成27年5月1日から施行するとし、経過措置で、改正後の上天草市介護保険条例第3条第2項の規定は平成27年度分の保険料から適用するとしております。

提案理由といたしましては、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、関係規定を整備する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により議会に報告をし、その承認を求めるものでございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（田中 勝毅君） 次に、承認第6号から承認第8号の3件を総務企画部長。

○総務企画部長（川端 義孝君） よろしく願いいたします。

承認第6号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、専決第4号、平成26年

度上天草市一般会計補正予算（第9号）について御説明いたします。

平成26年度上天草市一般会計補正予算（第9号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別冊補正予算書のとおり3月25日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるものでございます。

今回の専決は、今津排水機場の補修に係る土地改良施設維持管理適正化工事について、追加工事及びこれに伴う工期延長が必要となったことから、工事費の増額及び繰越明許費の補正を行ったものでございます。

予算書3ページをごらんください。

第2表の繰越明許費の補正は、工期延長に伴って平成27年度に繰り越す工事費2,927万7,000円を補正するものでございます。

続きまして、7ページをごらんください。

歳出予算といたしまして、35（款）農林水産業費、10（項）農業費を555万2,000円増額しています。

75（款）予備費は、555万2,000円の減額です。

以上が専決予算の概要でございます。

提案理由といたしましては、土地改良施設維持管理適正化工事の追加工事の発生及び工期延長に伴い、予算を補正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

御承認のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、承認第7号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、専決第7号、平成27年度上天草市一般会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

平成27年度上天草市一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別冊補正予算書のとおり4月1日付で専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

今回の専決は、龍ヶ岳小学校、龍ヶ岳中学校及び松島中学校のスクールバス運行業務委託に係る平成28年度から平成29年度までの債務負担行為の設定を行ったものでございます。

これらの業務につきまして、平成26年度上天草市一般会計補正予算（第5号）で平成27年度から平成29年度までの債務負担行為を設定の上、準備を進めていたところでございますけれども、やむを得ず入札を延期したことから平成26年度中の契約締結ができず、債務負担行為が失効し、新たに平成28年度及び平成29年度の債務負担行為の設定が必要となったものでございます。

予算書の2ページをごらんください。

第1表の債務負担行為の補正は、龍ヶ岳小学校、樋島・大道地区スクールバス運行業務委託については、平成28年度から平成29年度までの限度額が8,902万2,000円、龍ヶ岳中学校、大道

地区スクールバス運行業務委託については、平成28年度から平成29年度までの限度額が3,195万8,000円、松島中学校、教良木河内地区スクールバス運行業務委託については、平成28年度から平成29年度までの限度額が2,949万円をそれぞれ設定するものでございます。

なお、これらの業務委託に係る平成27年度の所要額は、平成27年度当初予算に計上しております。

以上が専決予算の概要でございます。

提案理由といたしまして、龍ヶ岳小学校、龍ヶ岳中学校及び松島中学校のスクールバス運行業務委託に係る平成27年度から平成29年度までの債務負担行為が失効し、新たに平成28年度及び平成29年度の債務負担行為の設定が必要となり、補正予算を編成する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

御承認のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、承認第8号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、専決第10号、平成27年度上天草市一般会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

平成27年度上天草市一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別冊補正予算書のとおり4月28日付で専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるものでございます。

予算書の1ページをごらんください。

今回の専決は、歳入歳出それぞれ680万8,000円を追加し、予算総額を162億1,145万9,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、介護保険の低所得者保険料軽減に係る国及び県負担金です。

歳出の主なものは、介護保険特別会計、公共下水道事業特別会計及び物揚場造成特別会計への繰出金でございます。

6ページをお願いします。

歳入につきましては、65（款）国庫支出金、10（項）国庫負担金が、低所得者保険料軽減負担金により453万9,000円を増額しております。

70（款）県支出金、10（項）県負担金が、低所得者保険料軽減負担金により226万9,000円増額しております。

歳出につきましては、20（款）民生費、10（項）社会福祉費が、低所得者保険料軽減に伴う介護保険特別会計への繰出金により907万8,000円を増額しております。

7ページをお願いします。

45（款）土木費、10（項）土木管理費の369万7,000円の増額は、汚水処理施設整備構想策定業務委託に係る公共下水道事業特別会計への繰出金、物揚場造成事業特別会計の平成26年度歳入が歳出に不足する見込みによる平成27年度歳入の繰り上げ充用に伴う繰出金の計上でございます。

以上が平成27年度上天草市一般会計補正予算（第2号）の概要でございます。

提案理由といたしましては、介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化、汚水処理施設整備構想の策定及び物揚場造成事業特別会計の前年度繰り上げ充用に伴い、予算を補正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるとでございます。

御承認のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（田中 勝毅君） 次に、承認第9号を健康福祉部長。

○健康福祉部長（野崎 秀満君） 承認第9号、専決処分の報告並びにその承認を求めるとについて御説明をいたします。

議案書の25ページをお願いいたします。

平成27年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認をお願いするものでございます。

別冊予算書、平成27年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第1号）をお願いいたします。

専決第11号、平成27年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の補正第1条にありますとおり、第1表、歳入歳出予算補正に示すように、歳入歳出ともに増減はなく、歳入歳出予算の総額を35億5,192万5,000円とするものでございます。

詳細につきましては、介護の3ページからの事項別明細書により御説明をいたします。

歳入といたしまして、10（款）保険料907万8,000円の減額、45（款）繰入金907万8,000円の増額を補正するものでございます。

今回の補正は、公費による低所得者の介護保険料の軽減強化を図るため、世帯全員が非課税で本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円以下の方の保険料率を0.5から0.45に引き下げることに伴い、引き下げ見込み額907万8,000円を一般会計から繰り入れ、第1号被保険者保険料額を907万8,000円減額する歳入の補正を行うものでございます。

歳出につきましては、増減はありません。

以上が、平成27年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。

提案の理由といたしましては、介護保険の第1号被保険者保険料の低所得者軽減強化に伴い、予算を補正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をし、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるとでございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（田中 勝毅君） 次に、承認第10号を経済振興部長。

○経済振興部長（村川 和敬君） よろしくお願いいたします。

承認第10号、専決処分の報告並びにその承認を求めるとについて、平成27年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

議案書は26ページでございます。

平成27年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定めるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に増減はなく、歳出予算を補正するものでございます。

歳出予算につきましては、3ページからの事項別明細書により御説明いたします。

50（款）予備費6万3,000円の減額は、歳出予算の調整によるものでございます。

55（款）前年度繰上充用金6万3,000円の増額は、入館者の減少により平成26年度の歳入が歳出に6万3,000円不足するため、平成27年度の歳入を繰り上げ充用するものでございます。

提案理由といたしましては、入館料の歳入不足に伴い、予算を補正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定より議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

御承認くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（田中 勝毅君） 次に、承認第11号及び承認第12号を建設部長。

○建設部長（澤村 弘史君） よろしく願いいたします。

承認第11号について御説明いたします。

議案書の27ページをお願いいたします。

承認第11号、平成27年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定めるものでございます。

補正予算書の1ページ目をお願いいたします。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ166万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億891万9,000円にするものでございます。

4ページをお願いいたします。

歳入の補正につきましては、25（款）繰入金、10（項）、10（目）一般会計繰入金を166万円増額し、2億166万円にするものでございます。

次に、歳出の補正につきましては、10（款）公共下水道費、15（項）、10（目）下水道総務管理費は、経営計画策定業務委託料を50万円減額し、新たに汚水処理施設整備構想策定業務委託料を216万円計上し、3,950万円にするものでございます。

提案理由としましては、熊本県内全ての市町村において平成27年9月までに汚水処理施設整備構想を策定するよう、国及び県から通達があったことから、本市においても効率的な汚水処理施設の整備・運営管理を計画的に実施していくための汚水処理施設整備構想の策定を緊急に行う必要があり、予算を補正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3号の規定により議会に報告し、その承認を求めるものでございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

御承認のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、承認第12号について御説明いたします。

議案書の28ページをお願いします。

承認第12号、平成27年度上天草市物揚場造成事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定めるものでございます。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれに203万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ989万8,000円とするものでございます。

これは、平成26年度の物揚場使用料が予測を下回ったために、予算を補正し前年度に繰り上げ充用する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものでございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

御承認のほど、よろしく申し上げます。

○議長（田中 勝毅君） 次に、議案第36号及び議案第37号を総務企画部長。

○総務企画部長（川端 義孝君） 議案第36号、上天草市表彰条例及び上天草市行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書の29ページをお願いいたします。

上天草市表彰条例及び上天草市行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例の次に定めるものでございます。

上天草市表彰条例は、市の政治、経済、文化、社会、その他各般にわたって市政の発展に寄与し、または衆人の模範と認められる行為があった者を表彰し、もって市の自治の振興を促進することを目的としております。

また、上天草市行政改革推進委員会設置条例は、社会経済情勢の変化に対応した、簡素にして効率的な市政の実現を推進するため、12名の行政改革推進委員を置く条例でございます。

今回の改正は、組織再編によりまして、市長公室を廃止し、事務を総務課に集約したことにより、上天草市表彰条例第11条中、並びに上天草市行政改革推進委員会設置条例第6条中の市長公室をそれぞれ削除するものでございます。

提案理由といたしましては、条例を設け、または改廃するときは、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、提案の理由でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第37号、上天草市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書の30ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、勤務形態の変化等により災害時の消防団員の確保が困難な状況にあることから、退団した団員を対象に、火災に従事する機能別団員を創設し、地域防災力の充実強化を図るため、上天草市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正するものでございます。

また、この改正に伴い、当該改正条例の附則において、功労金の支給の対象となる団員を基本

団員に限定するため、上天草市消防功労金支給条例の一部をあわせて改正するものでございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（田中 勝毅君） 次に、議案第38号及び議案第39号を市民生活部長。

○市民生活部長（緒方 雅文君） 議案書の33ページをお開きください。

議案第38号、上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

国民健康保険は、本来、独立採算であるべきであります。例年、財源不足が生じており、一般会計からの赤字補填に頼っている状況であることから、国民健康保険の財源不足を解消し財政基盤の安定化を図るため、税率等の改正を行うものでございます。

平成25年度の税率等の改正において、単年度で財源不足を補う税率改正は被保険者に多大な負担を強いることから、地方交付税の減額に合わせて、平成25年度から平成31年度まで2年に一度、計4回の改正を段階的に行い、1億2,000万円の増収を計画したところでございます。

今回の改正は、計画に基づき、試算時の調定ベースで約3,000万円の増収を基本とし、その方法として、1点目に、平成30年度の都道府県化を見据えた県内各市町村の保険税との平準化を目的として、資産割の廃止、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の均等割と平等割の平準化、介護納付金課税額の平準化、2点目に、本市の被保険者の世帯状況、約半数が単身世帯ということを考慮し、平等割を縮小し均等割への移行を行っております。

具体的な内容については、新旧対照表で御説明いたしますので、説明資料の31ページをお開きください。

第2条第2項、第3項、第4項及び第4条については、賦課方式から資産割を削除することに伴うものでございます。

第3条については、基礎課税額の所得割額について、基礎控除後の総所得金額等に乘ずる割合を100分の8.30から100分の8.90に改めるものでございます。

32ページをお開きください。

第5条については、基礎課税額の被保険者均等割額を1人当たり2万4,000円から2万9,000円に改めるものでございます。

第5条の2については、基礎課税額の世帯別平等割額を1世帯当たり2万円から1万8,000円に改め、それに伴い、特定世帯を9,000円、特定継続世帯を1万3,500円に改めるものでございます。

第6条については、後期高齢者支援金等課税額の所得割額について、基礎控除後の総所得金額等に乘ずる割合を100分の2.30から100分の2.50に改めるものでございます。

続いて、33ページをお開きください。

第7条の2については、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額を1人当たり7,500円から1万円に改めるものでございます。

第7条の3については、後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額を1世帯当たり4,000円

から3,000円に改め、それに伴い、特定世帯を1,500円、特定継続世帯を2,250円に改めるものでございます。

第8条については、介護納付金課税被保険者に係る所得割額について、基礎控除後の総所得金額等に乗ずる割合を100分の1.20から100分の2.00に改めるものでございます。

第9条の2については、介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額を1人当たり9,000円から1万円に改めるものでございます。

第9条の3については、介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額を1世帯当たり4,000円から3,000円に改めるものでございます。

34ページをお開きください。

第23条については、国民健康保険税の減額について定めており、今回の税率等の改正に伴い、均等割及び平等割の7割、5割及び2割軽減、特定世帯及び特定継続世帯に係る軽減額を改めるものでございます。

この条例は公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用するものでございます。

提案理由といたしましては、国民健康保険の財源不足を解消し、財政基盤の安定化を図るため、税率等を改定する必要があるとございます。これがこの議案を提出する理由であります。

御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第39号について御説明いたします。

議案書35ページとあわせて、議案説明資料37ページをお開きください。

議案第39号、上天草市立斎場条例の一部を改正する条例の制定について御説明します。

議案説明資料の別表中に規定する火葬炉の使用料を改定するものです。市内からの利用については、12歳以上の遺骸1万3,000円を1万7,000円に、12歳未満の遺骸7,000円を1万円に、死産児の遺骸4,000円を6,000円に、改葬遺骨1件4,000円を6,000円に、人体の一部等については4,000円を6,000円に、また、市外からの利用については、12歳以上の遺骸3万6,000円を4万円に、12歳未満の遺骸2万4,000円を2万7,000円に、死産児の遺骸1万8,000円を2万円に、改葬遺骨1件1万3,000円を1万5,000円に、人体の一部等1万3,000円を1万5,000円にそれぞれ改めるものであります。

この条例は、平成27年10月1日から施行いたします。

経過措置として、この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後になされる使用許可について適用し、同日前になされた使用許可については、なお従前の例によります。

提案理由といたしましては、上天草市立斎場の利用に係る使用料については、これまでも市民負担の公平と受益者負担の原則に基づき、定期的に改正してまいりましたが、平成21年の前回改正以降における設備の保守修繕費や燃料費など諸経費の増加等に伴い、斎場の適正な運営を図るため、使用料を改定する必要があるとございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（田中 勝毅君） 次に、議案第40号を健康福祉部長。

○健康福祉部長（野崎 秀満君） それでは、議案書 37 ページをお願いいたします。

議案第 40 号、上天草市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

この条例は、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、関係規定を改めるものでございます。

内容といたしましては、議案説明資料 38 ページから 40 ページをごらんいただきたいと思っております。

第 29 条第 3 項、第 31 条第 3 項、第 44 条第 3 項及び第 47 条第 3 項中、又は看護師を、看護師又は准看護師に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとしております。

提案の理由といたしまして、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、小規模保育事業所等に係る保育士の算定に関し、関係規定を整備する必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（田中 勝毅君） 次に、議案第 41 号を総務企画部長。

○総務企画部長（川端 義孝君） よろしく申し上げます。

議案第 41 号、平成 27 年度上天草市一般会計補正予算（第 3 号）について御説明いたします。

皆さんのお手元に説明文を配付しておりますので、読み上げて説明させていただきたいと思っております。なお、50 万円以下の補正につきましては、説明を省略させていただいております。

それでは、予算書 1 ページをごらんください。

今回の補正予算は、主に国の平成 27 年度の本予算が 4 月に成立したことに伴う臨時福祉給付金などの事業費の計上や窓口業務委託や住宅リフォーム等支援補助金、ふるさと納税、ふるさと応援寄附金の取り組みの拡充などでございます。歳入歳出それぞれ 2 億 3,392 万 3,000 円を追加し、予算総額を 164 億 4,538 万 2,000 円とするものでございます。

5 ページをお開きください。

第 2 表の債務負担行為の補正は、窓口業務委託に係る 1 億 3,285 万円の計上です。現在の窓口業務委託が本年 9 月に期間満了を迎えることから、10 月以降 3 年間の業務委託を行うため補正を行うものでございます。

6 ページをお開きください。

第 3 表の地方債の補正は、過疎対策事業債、合併特例債、緊急防災・減災事業債で、総額 3,560 万円を増額し、17 億 5,340 万円とするものでございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。

11 ページをお開きください。

65（款）国庫支出金、15（項）国庫補助金を 1 億 3,135 万 5,000 円増額しております。

内訳といたしまして、10ページにお戻りいただきたいと思います。

10(目)総務費国庫補助金1,046万3,000円の増額は、番号制度に係る総務省国庫補助金の計上です。

15(目)民生費国庫補助金1億1,845万3,000円の増額は、国庫補助金に一本化された延長保育等に対する子ども・子育て支援交付金や、消費税率引上げによる影響を緩和するために実施される臨時福祉給付金や子育て世帯臨時特例給付金に係る給付費及び事務費補助金などの計上です。

20(目)衛生費国庫補助金70万6,000円の減額は、4月に国から示されたがん検診の総合支援事業実施要綱に基づき、関係補助金の減額及び増額を行うものでございます。

25(目)農林水産業費国庫補助金301万7,000円の増額は、学校給食地場食材利用拡大モデル事業補助金などの計上でございます。

続きまして、11ページをごらんください。

70(款)県支出金、15(項)県補助金を92万9,000円減額しています。

主な内訳といたしまして、15(目)民生費県補助金3,011万6,000円の減額は、国庫補助金への一本化に伴う放課後児童健全育成事業補助金、特別保育事業補助金、病児・病後児保育事業補助金の組み替えによる減額です。

20(目)衛生費県補助金2,888万7,000円の増額は、熊本県海岸漂着物等地域対策推進事業補助金、姫戸統括支所の太陽光発電設備等設置に対する熊本縣市町村等再生可能エネルギー等導入推進事業補助金の計上でございます。

12ページをごらんください。

85(款)繰入金、15(項)基金繰入金の6,450万1,000円の増額につきましては、財政調整基金繰入金5,805万2,000円のほか、姫戸地区土地造成基金及び上天草高等学校応援基金の繰入金の計上です。

95(款)諸収入、35(項)雑入の312万6,000円の増額は、公民館の備品整備に対する財団法人からの助成金及び全国町村会総合賠償補償保険料の計上です。

99(款)市債、10(項)市債3,560万円の増額については、天草エアライン機体購入費補助金2,290万円のほか、消火栓設置工事費、消防小型ポンプ積載車等の購入費の計上です。

引き続き14ページから歳出予算の主な内容について御説明いたします。

歳出予算のうち、今年度当初の人事異動に伴って計上されました給与関係経費につきましては、説明を省略させていただきたいと思います。

まず、22ページをお開きください。

15(款)総務費、10(項)総務管理費は、9,725万7,000円の増額です。

主な内訳といたしまして、戻っていただきまして、15ページをお願いしたいと思います。

10(目)一般管理費は、240万6,000円の減額ですが、臨時職員賃金、交際費、時事通信社の情報提供サイト、iJAMPの通信料を増額しております。

15(目)財政管理費68万9,000円の増額は、ふるさと納税事務業務委託料200万円の計上でご

ざいます。

20(目) 文書広報費135万8,000円の増額は、市勢要覧作成業務委託料の計上です。

30(目) 財産管理費266万3,000円の増額は、大矢野庁舎1階のレイアウト変更に伴う修繕費及び駐車場の修繕費の計上でございます。

40(目) 窓口センター費2,453万9,000円の増額は、窓口業務委託を10月以降も引き続き実施するための委託料の計上などでございます。

45(目) 企画費5,467万7,000円の増額は、姫戸統括支所建設に伴う通信設備等移設経費及び太陽光発電設備等設置工事費、池の浦地区へのコミュニティ助成事業補助金、天草エアライン機体購入費補助金の計上でございます。

65(目) 交通安全対策費587万6,000円の増額は、交通指導員の制服の新調に伴う経費、防犯灯のLED改修工事費の計上でございます。

70(目) 電子計算費912万9,000円の増額は、大矢野庁舎1階のレイアウト変更に伴う改修費、番号制度に係る制度周知及びネットワーク機器経費の計上でございます。

24ページをお開きください。

15(款) 総務費、20(項) 戸籍住民基本台帳費1,388万7,000円の増額は、番号制度に係る通知カード・個人番号カード事務の委任に係る交付金の計上です。

29ページをお開きください。

20(款) 民生費、10(項) 社会福祉費は、8,378万5,000円の増額です。

主な内訳といたしまして、戻っていただきまして、27ページをお願いしたいと思います。

10(目) 社会福祉総務費は、538万6,000円の減額ですが、シルバー人材センター補助金及び介護保険の低所得者保険料軽減に伴う介護保険特別会計への繰出金を増額しております。

25(目) 老人福祉費1,269万4,000円の増額は、金婚夫婦表彰に伴う経費及び敬老行事補助金の計上でございます。

80(目) 諸費7,589万2,000円の増額は、臨時福祉給付金の給付に伴う経費の計上でございます。

30ページをお願いしたいと思います。

20(款) 民生費、15(項) 児童福祉費958万1,000円の増額は、子育て世帯臨時特例給付金の給付に伴う経費の計上でございます。

34ページをお開きください。

25(款) 衛生費、10(項) 保健衛生費は、422万4,000円の減額となっています。

主な内訳といたしまして、これも戻っていただきまして、32ページをお開きください。

10(目) 保健衛生総務費430万2,000円の減額は、妊婦健診の検査項目変更に伴う負担金等の減額によるものですが、番号制度施行に伴う健康管理システム改修委託料などを増額しております。

34ページをお開きください。

25(款)衛生費、15(項)清掃費637万4,000円の増額は、県の補助金を活用した海岸漂着物の回収・処理業務委託料の計上でございます。

37ページをお願いしたいと思います。

35(款)農林水産業費、10(項)農業費は、86万4,000円の減額となっております。

主な内訳といたしまして、これも戻っていただきまして、36ページをお願いしたいと思います。

20(目)農業振興費の273万9,000円の減額は、当初予算に計上しましたブランド化推進事業等について国の地方創生先行型の交付金を活用して平成26年度に前倒ししたことによるものでございますけれども、県の補助金を活用した学校給食地場農畜産物利用拡大モデル事業費などが増額となっております。

30(目)農地費300万円の増額は、大矢野北部地区広域農道、フラワーロードの安全対策として区画線の設置を行うものでございます。

40(目)施設監理費50万円の増額は、排水機場の修繕費の計上です。

39ページをお開きください。

35(款)農林水産業費、20(項)水産業費は、312万6,000円の増額となっております。

主な内訳といたしまして、これも戻っていただきまして、38ページをお願いしたいと思います。

25(目)漁港建設費の142万円の増額は、串漁港の転落防止柵設置及び白涛漁港の護岸補修に係る工事請負費の計上でございます。

41ページをお願いしたいと思います。

40(款)商工費、10(項)商工費は、250万1,000円の増額となっております。

主な内訳といたしまして、戻っていただきまして、40ページをお願いしたいと思います。

15(目)商工振興費の179万1,000円の増額は、首都圏、関西、福岡等への企業訪問に要する経費の計上でございます。

20(目)観光費の377万8,000円の減額は、新聞やテレビ等での広告料やスポーツ合宿等の誘致推進助成金について、国の地方創生先行型の交付金を活用して平成26年度に前倒ししたことによるものでございますが、スパ・タラソ天草の改修工事設計委託料などが増額となっております。

43ページをお開きください。

45(款)土木費、30(項)都市計画費の749万1,000円の増額は、姫戸地区土地造成基金を活用して永目地区の公園多目的用地を整備するものでございます。

45(款)土木費、35(項)住宅費の500万円の増額は、住宅リフォーム等支援補助金の計上です。

45ページをお開きください。

50(款)消防費、10(項)消防費は、2,427万8,000円の増額となっております。

主な内訳といたしまして、戻っていただきまして、44ページをお願いしたいと思います。

15(目) 非常備消防費の1,417万4,000円の増額は、消防小型ポンプ積載車などの購入費の計上です。

20(目) 消防施設費の507万7,000円の増額は、消防団体の班編成統合に伴う消防格納庫及び防火水槽の解体や消火栓設置に係る工事費の計上です。

30(目) 防災管理費の502万7,000円の増額は、豪雨時の排水機器等の設置管理業務委託料や戸別受信機購入費などの計上でございます。

53ページをお開きください。

55(款) 教育費、30(項) 保健体育費の53万9,000円の増額は、学校給食調理器具のガスフライヤーについて、リース料が県の補助金の対象となったことから、当初予算で計上していた購入費を減額し、リース料を増額したこと等によるものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

提案理由といたしまして、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長(田中 勝毅君) 次に、議案第42号及び議案第43号を健康福祉部長。

○健康福祉部長(野崎 秀満君) それでは、議案書の39ページをお願いいたします。

議案第42号、平成27年度上天草市診療所特別会計補正予算(第1号)を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の54ページをお願いいたします。

議案第42号、平成27年度上天草市診療所特別会計補正予算(第1号)は、第1条第1項にありますとおり、歳入歳出それぞれ72万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,599万4,000円とするものでございます。

歳入歳出につきましては、56ページからの事項別明細書により御説明をいたします。

まず、歳入といたしまして、25(款) 繰入金72万4,000円の減額は、派遣医師の異動による一般会計繰入金の減額でございます。

次に、歳出といたしましては、10(款) 総務費72万4,000円の減額は、派遣医師の異動による給料及び職員手当等共済費の減額でございます。

以上が、平成27年度上天草市診療所特別会計補正予算(第1号)の概要でございます。

提案の理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、議案書の40ページをお願いいたします。

議案第43号、平成27年度上天草市介護保険特別会計補正予算(第2号)を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の58ページをお願いいたします。

議案第43号、平成27年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の補正第1条第1項にありますとおり、歳入歳出それぞれ141万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を35億5,333万7,000円とするものでございます。

今回の補正は、介護保険各事業の見直しに伴い、歳入歳出の補正を行うものでございます。

詳細につきましては、介護61ページからの事項別明細書により御説明をいたします。

まず、歳入といたしまして、10（款）保険料6万6,000円の増額、20（款）国庫支出金10万8,000円の増額、25（款）支払基金交付金2万円の増額、30（款）県支出金5万4,000円の増額、45（款）繰入金116万4,000円の増額につきましては、歳出において総務費、地域支援事業費の事業費見直しに伴い増額となったため、歳入における負担額を補正するものでございます。

次に、歳出といたしましては、10（款）総務費111万円の増額は、介護保険指定事業者管理システムの改修費と介護認定調査員の増員に伴う経費を補正するものでございます。

45（款）地域支援事業費30万2,000円の増額は、在宅医療介護連携推進協議会を発足させたことに伴う報酬等の経費、また自立支援のための男性料理教室に係る消耗品等の経費の見直しにより補正をするものでございます。

以上が、平成27年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

提案の理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（田中 勝毅君） 次に、議案第44号を建設部長。

○建設部長（澤村 弘史君） 議案第44号について御説明いたします。

議案書の41ページをお願いします。

議案第44号、平成27年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定めるものでございます。

補正予算書の67ページをお願いします。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4,161万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,730万9,000円にするものでございます。

69ページをお願いします。

第2表、債務負担行為の補正といたしまして、上天草市特定環境保全公共下水道合津終末処理場工事委託を平成28年度までとし、限度額を1億1,757万4,000円とするものでございます。

70ページをお願いします。

第3表、地方債の補正につきましては、公共下水道事業債及び過疎対策事業債をそれぞれ950万円減額し、総額を7,250万円にするものでございます。

続きまして、72ページをお願いします。

歳入の主な補正につきましては、10（款）国庫支出金、15（項）、10（目）公共下水道

国庫補助金を2,295万円減額し、2,720万円に。

30(款)市債、10(項)、10(目)公共下水道事業債及び20(目)過疎対策事業債をそれぞれ950万円減額し、7,250万円とするものでございます。

73ページをお願いします。

歳出の主な補正につきましては、10(款)公共下水道費、10(項)、10(目)下水道建設費、13(節)委託料は、合津終末処理場水処理設備工事委託料等を総額3,806万円減額、15(節)工事請負費は、管路施設長寿命化工事を370万円減額し、先辺地区枝線管渠築造工事を300万円増額するものでございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(田中 勝毅君) 次に、報告第1号及び報告第2号を総務企画部長。

○総務企画部長(川端 義孝君) 報告第1号、平成26年度上天草市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したもので、御報告いたします。

なお、主な繰越事業といたしまして、繰越額5,000万円以上の事業について御説明いたします。

上天草総合病院看護学校改築事業出資金2億1,680万円、大道地区水産流通基盤整備事業費6,318万8,000円、前島地区総合開発整備事業5,338万円、プレミアム商品券事業5,500万円などで、繰り越し総額は6億5,919万4,800円となりました。

以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

続きまして、報告第2号、平成26年度上天草市公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したもので、御報告いたします。

平成27年度に繰り越す事業は、管路長寿命化実施設計業務委託790万2,000円及び公営企業会計移行業務委託134万円で、繰り越し総額は924万2,000円です。

以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(田中 勝毅君) 次に、報告第3号を病院事務部長。

○上天草総合病院事務部長(松本 精史君) 報告第3号について御説明いたします。

議案書44ページをお願いします。

報告第3号、上天草市立上天草総合病院事業会計予算継続費繰越計算書について、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により報告いたします。

別冊の計算書をごらんいただきたいと思います。看護学校改築事業の継続費の総額17億6,459万3,000円に対しまして、平成26年度に9億5,099万3,000円を計上いたしました。が、予定より解体工事等がおくれました影響で本体工事入札が年度内にできませんでしたので、平成26年度の関連工事は、解体設計、仮設改修工事等の8,352万3,866円を執行いたしましたので、残額の8億

6,746万9,134円を翌年度へ繰り越したものでございます。

以上で報告を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（田中 勝毅君） 次に、報告第4号を市民生活部長。

○市民生活部長（緒方 雅文君） 報告第4号について御説明いたします。

議案書の45ページをお開きください。

報告第4号、専決処分の報告について。

和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告するものでございます。

次に、内容について御説明いたします。議案説明資料の41ページから43ページをあわせてごらんいただきたいと思ひます。

専決第3号、和解及び損害賠償額の決定について。

平成26年6月1日、上天草市大矢野町登立字尾上372番地3において、市内一斉清掃中に発生した車両破損事故に関し、次の者と上天草市との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとするものでございます。

和解の相手方、損害賠償の額、和解事項については、議案書に記載のとおりでございます。

以上、御報告いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（田中 勝毅君） 次に、報告第5号を教育部長。

○教育部長（舩本 伸弘君） よろしくお願ひします。

報告第5号、専決処分の報告について御説明いたします。

議案書の46ページをお開きください。

和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを報告するものでございます。

内容について御説明いたします。議案説明資料の44ページから47ページにつきましても、あわせてごらんいただきたいと思ひます。

専決第8号、和解及び損害賠償額の決定について。

平成26年7月7日、上天草市大矢野町中486番地2において、自然災害により発生した土砂防護柵の一部倒壊事故に関し、次の者と上天草市との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することといたしました。

平成27年4月23日に専決しております。

和解事項につきましても、別紙事項記載のとおりでございますので、よろしくお願ひします。

以上で報告を終わります。

○議長（田中 勝毅君） 次に、同意第1号を総務企画部長。

○総務企画部長（川端 義孝君） 議案書の47ページをお願いしたいと思ひます。

同意第1号、上天草市職員懲戒審査委員会委員の任命につき同意を求めることについて御説明申し上げます。

今回の提案は、上天草市職員懲戒審査委員会委員の欠員に伴い、次の者を委員に任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

氏名、澤村弘史。住所、大矢野町。生年月日は議案書に記載のとおりでございます。

提案理由といたしまして、上天草市職員懲戒審査委員会委員を任命するには、地方自治法施行規則第17条第3項の規定により、議会の同意を得る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議の上、御賛同を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（田中 勝毅君） 次に、同意第2号を市民生活部長。

○市民生活部長（緒方 雅文君） 議案書の48ページをお開きください。

同意第2号、上天草市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて御説明いたします。

次の者を上天草市固定資産評価員に選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

氏名、濱崎裕慈。税務課長です。住所は大矢野町。生年月日は議案書に記載のとおりでございます。

提案理由といたしましては、市長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、かつ市長が行う価格の決定を補助するため、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者を議会の同意を得て市長が選任する必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議いただき、御賛同を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（田中 勝毅君） 以上で、執行部からの議案内容の説明が終わりました。

日程第33 同意第3号 上天草市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（田中 勝毅君） 次に、日程第33、同意第3号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（堀江 隆臣君） 同意第3号、上天草市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて御説明申し上げます。

議案書の49ページをお開きください。

現委員であります古川佐奈江氏が、平成27年7月1日付をもちまして任期満了となるため、提案するものでございます。

古川氏の人格、教育に関して高い識見を持ち、これまでの教育行政に御尽力いただいていることから、引き続き、上天草市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によりまして、議会の皆様の同意を求めるものでございます。

同意を求める者の氏名は古川佐奈江。住所は大矢野町でございます。任期は平成27年7月2日

から平成31年7月1日までの4年間となります。生年月日及び経歴等につきましては、議案書及び別紙資料で御確認をお願いします。

提案理由といたしまして、教育委員の任命については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を得る必要がございます。これが、議案を提出する理由でございます。

審議の上、御同意いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

以上で議案の説明といたします。

○議長（田中 勝毅君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。議員控室へお集まりください。

休憩 午後 1時17分

再開 午後 3時33分

○議長（田中 勝毅君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま田中万里君から議員の辞職願が提出されております。

お諮りします。

田中万里君の議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第1号として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 勝毅君） 異議なしと認めます。

田中万里君の議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第1号として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 田中万里君の議員辞職の件

○議長（田中 勝毅君） 追加日程第1、田中万里君の議員辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって田中万里君の退場を求めます。

〔13番 田中万里議員退場〕

○議長（田中 勝毅君） 辞職願を事務局長に朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（山下 正君） 朗読します。

私が代表を務めるまちづくり団体と市との契約が地方自治法第92条の2、兼業の禁止に該当すると何川雅彦議員より指摘がありました。

私は、契約当初からまちづくり団体は非営利団体であり、平成26年度の本会議においても、私が代表を務めるまちづくり団体と契約を結ぶとの答弁もあっており、その際、他の議員からは契約上の問題で異議もなく、地方自治法第92条の2の請負には該当しないものと認識しており

ましたが、この件で市及び議会に御迷惑をかけるのは本心ではなく、去年より続いている一連の不祥事により、市民の市政に対しての不信感を増長させるだけで、市長及び市議会が全力で取り組んでいる信頼回復にも水を差すことになりかねないので、不本意ではありますが、潔く辞職します。

平成27年5月27日、上天草市議会議員、田中万里。代読でございます。

以上です。

○議長（田中 勝毅君） お諮りします。

田中万里君の議員の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 勝毅君） 異議なしと認めます。

田中万里君の議員の辞職を許可することに決定いたしました。

14番、園田一博君。

○14番（園田 一博君） 今の採決の方法でいいのですか。起立採決じゃなくて、異議なしでいいのですか。

○議会事務局長（山下 正君） そこで異議があれば起立採決になりますが、今は異議なしということでしたので。これは通常の採決と同じです。

○14番（園田 一博君） 多分、賛成の方は起立とか、そうじゃないかと思っていたら、異議ありませんかで終わりで、それでいいのかなど。

○議会事務局長（山下 正君） だから、通常は異議なしで、異議があるという声があったときは、起立採決でやり直すということになります。

○議長（田中 勝毅君） 異議なしだったものですから。いいですか。

○14番（園田 一博君） はい。

○議長（田中 勝毅君） 次に、何川雅彦君から新宅靖司君に対する資格決定要求書が証拠書類とともに提出をされています。その写しはお手元に配付いたしたとおりでございます。

お諮りします。

新宅靖司君の議員の資格決定の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 勝毅君） 異議なしと認めます。

新宅靖司君の議員の資格決定の件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

追加日程第2 新宅靖司君の議員の資格決定の件

○議長（田中 勝毅君） 追加日程第2、新宅靖司君の議員の資格決定の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって新宅靖司君の退場を求めます。

[1 2 番 新宅靖司議員退場]

○議長（田中 勝毅君） 何川雅彦君から説明を求めます。

何川雅彦君。

○5番（何川 雅彦君） 資格決定要求書。

平成27年5月27日。

上天草市議長、田中勝毅様。

提出者、上天草市議会議員、何川雅彦。

次の議員が地方自治法第92条の2の規定に該当するかどうかについて、地方自治法第127条第1項の規定により決定されるよう、別紙証拠書類を添え、会議規則第148条の規定により要求します。

議員の氏名、新宅靖司君。

理由、平成25年度、弓道場建設予定地土地分筆登記業務委託において、受託者になり委託料が支払われている。また、平成27年2月に実施された市道米の山線の分筆において、手数料が支払われている。証拠書類につきましては、ここに記載のとおりでございます。

御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（田中 勝毅君） 本件は、委員会条例第7条の規定により、6名の委員で構成する資格審査特別委員会が設置されましたので、これに付託することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 勝毅君） 異議なしと認めます。

よって、本件は資格審査特別委員会に付託することに決定しました。

資格審査特別委員に、切通英博君、塩田真一君、園田一博君、桑原千知君、渡辺勝也君、津留和子君、以上の6名を指名いたします。

資格審査特別委員会の正副委員長が決定しておりますので、報告します。

委員長に津留和子君、副委員長に園田一博君、以上でございます。

新宅靖司君の入場を求めます。

[1 2 番 新宅靖司議員入場]

○議長（田中 勝毅君） 本会議後に第1回の資格審査特別委員会が開催されますので、委員の皆さんは第1委員会室にお集まりください。

これをもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明日28日から31日までは議案研究のため本会議は休会し、次の本会議は6月1日の午前10時から質疑、委員会付託となっております。

質疑をされる方は、明日28日の午後3時までに通告の提出をお願いします。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 3時43分